

個人会員募集のご案内

< 埼玉県山岳連盟個人会員とは >

埼玉県山岳連盟では、安全登山の普及と遭難事故防止を図ることを目的として、山岳連盟に加盟していないハイカーや、登山を楽しむ方々に、安全登山に関する講習と技術交流の機会を提供する制度を始めました。
登山愛好者が安全でより快適で楽しい登山が出来るようにお手伝いいたします。

< 個人会員になると >

- 1 山岳連盟が行う講習会（クライミング、レスキュー技術、雪上技術）や大会（県民総合体育大会）、清掃登山、自然観察会、講演会などに参加できます。
- 2 日本体育協会山岳指導員、日本山岳協会自然保護指導員、埼玉県自然公園指導員などの資格取得をお手伝いします。
- 3 山での事故や遭難に対し、相談が受けられます。
- 4 山岳連盟機関紙「岳連報」が直送されます。
- 5 山岳連盟の会員証が交付されます。（優待制度があります）
- 6 その他、ハイキングや登山に関していろいろなアドバイスをうけられます。

< 個人会員になるには >

県内および近郊に在住、在学、在勤でこれからハイキングや登山を始めたい方、すでに楽しんでいる方、本制度に賛同した満18歳以上の方なら誰でも参加できます。但し、年齢が20歳未満の場合は、保護者の同意があれば参加できます。右記、<入会手続き>をご覧の上、申し込みください。

※個人会員には、「埼玉県山岳連盟個人会員細則」を遵守していただきます。

※個人会員には、公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会の山岳共済保険に加入していただきます。

埼玉県山岳連盟では、こんな活動をしています

岩登り講習会



積雪期登山講習会



救急講習会



個人会員委員会では、こんな活動をしています

ハイグレード登山講習会



沢登り講習会



初級雪上歩行講習会



< 入会手続き >

・メールまたは封書、FAXにて必要事項を明記の上、埼玉県山岳連盟個人会員委員会事務局までお送りください。

- ・会費 5,000円（4月1日～翌年3月31日）です。
10月1日以降入会は3,000円となります。
- ・会費の入金が確認でき次第入会となります。
- ・会員証（入会後の翌年から）、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会山岳共済保険の案内、年間計画等の資料をお送りいたします。

必要事項

- (1) 氏名・ふりがな (2) 性別 (3) 生年月日 (4) 住所 (5) 電話番号
- (6) メールアドレス (7) 登山経歴、県岳連への希望等

送付先

〒335-0023 埼玉県戸田市本町5-5-6 笠原数浩気付
埼玉県山岳連盟個人会員委員会事務局
Eメール: smf-kojin@jcom.zaq.ne.jp
FAX: 048-431-6892 TEL: 090-1600-7483

振込先

「ゆうちょ銀行」の下記口座にお振込み下さい。
郵便局記号 (10330) 番号 (81475721)
サイタマケンサンガクレンメイコジンカイインイインカイ
埼玉県山岳連盟個人会員委員会

- ※ 入金後退会されても会費の返金はありません。
- ※ 寄せられた個人情報個人会員制度の運営活動以外には使用しません。

★入会前の見学・体験登山も可能です。その節は、下記に問い合わせください。
体験登山参加の場合は保険をお掛けします。

「問い合わせ先」

埼玉県山岳連盟個人会員委員会事務局 笠原数浩
〒335-0023 埼玉県戸田市本町5-5-6
TEL: 090-1600-7483 FAX: 048-431-6892 E-mail: smf-kojin@jcom.zaq.ne.jp
ホームページ www.saitama-mf.com

＜＜埼玉県山岳連盟個人会員細則＞＞

(目的)

第1条 この細則は、埼玉県山岳連盟（以下「連盟」という。）が、安全登山の普及の活動の一環として、主として未組織登山者に対して、安全登山に関する情報サービスを提供する個人会員に関して、定めるものである。

(組織)

第2条 埼玉県山岳連盟（以下「連盟」という。）の活動に賛同し、個人の資格で安全登山に関する情報サービスの提供を受けることを希望する場合、当該者を個人会員として組織する。

2 個人会員の組織運営、事務処理は個人会員委員会が行う。

(資格等)

第3条 個人会員は、次の各号に該当するものであること。

第1号 連盟の目的に賛同する個人。

第2号 入会時の年齢が満18歳以上である。但し、年齢が20歳未満の場合は、保護者の同意があること。

第3号 当該、埼玉県山岳連盟個人会員細則を遵守する者。

(会費)

第4条 次の会費を個人会員委員会に納めるものとする。

年会費は、5,000円（4月1日～翌年3月31日）、10月1日以降入会は3000円とする

(個人会員の責務)

第5条 個人会員の責務は以下のとおりである。

(1) 安全登山の実践と追及、県岳連諸活動並びに個人会員委員会の年間計画活動に積極的に参加する。

(2) 会費の納入。

(3) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会山岳共済保険への加入。

(4) 山岳活動におけるマナーを順守する。

(5) その他、県岳連会員としての責務。

(個人会員の特典等)

第6条 個人会員は次の特典を受けるものとする。

(1) 連盟が行う各種講習会（クライミング、救助技術、自然保護活動）や各種大会などに参加できる。

(2) 連盟機関誌「岳連報」が直送される。

(3) 連盟の会員証が交付される。

(4) 安全登山の指導及び山岳遭難時の相談が受けられる。

(5) その他、山や登山に関するいろいろなアドバイスが受けられる。

(6) 連盟が行う所定の講習を受講することにより、日本体育協会公認山岳指導員の検定を受けることができる。（※この項目は、日山協と交渉中）

(団体との関係)

第7条 個人会員は、岳連規約第9条に定める役員になることはできない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、個人会員について必要な事項は理事会の議を経てこれを定める。

附則

この規則は平成29年4月 日から施行する。

行こう、あの山へ! 楽しく! 安全に!

Step up climbing techniques

個人会員募集のご案内



武甲山朝景 <撮影: 提供 Asahi Nishino 氏>

埼玉県山岳連盟 個人会員委員会事務局 笠原敦浩

☎335-0023 埼玉県戸田市本町5-5-6

TEL: 090-1600-7483 FAX: 048-431-6892 E-mail: smf-kojin@jcom.zaq.ne.jp

埼玉県山岳連盟 事務局

☎370-0421 群馬県太田市柏川甲522 加藤富之 方

TEL&FAX: 0276-52-1276 E-mail: bunta@ps.ksky.ne.jp

ホームページ www.saitama-mf.com

ハイキング、縦走登山、クライミング、フリークライミング等の活動に興味がある方
自然保護活動、レスキュー活動、海外登山等に興味がある方
又は、それらの活動をしている方
埼玉県山岳連盟では皆様をお待ちしています



埼玉県山岳連盟